２０21年度（令和3年度）

**安全報告書**

株式会社マイティーグループ

諫早バス観光

　 　　　　　　　　　目　　　　　次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標および達成状況
3. 自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計
4. 輸送の安全に関する組織体系および指揮命令系統
5. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置
6. 輸送の安全に関する費用支出および設備投資
7. 安全管理規定

１．輸送の安全確保に関する基本的な方針

●安全基本方針

　当社の経営理念の第一は、安全輸送の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、社長以下全従業員に周知徹底を図ってまいります。

1. **私たちは、安全を全てにおいて優先します。**
2. **私たちは、輸送の安全に関する法令・規定を理解し、これを遵守し厳正に業務を遂行します。**
3. **私たちは、安全運転を通じ、最高のサービスを提供します。**

２．輸送の安全に関する目標および達成状況

●令和2年度目標

　　**有責事故ゼロ**

（事故防止対策を取り組み目標達成致しました）

３．自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計

●令和2年度発生件数

　乗客負傷事故：０件

　その他　　　：０件

４．輸送の安全に関する組織体系および指示命令系統

別紙「運輸安全マネジメントに係わる管理体制」をご覧ください。

５．輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じる措置

●運転者教育・研修

　運転者年間教育計画を作成し、初任運転者研修・適齢運転者研修・現任運転者研修および初任・適齢現任運転者に対する関係法令の遵守、ヒヤリハット等の教育を実施して輸送の安全確保の意識向上を図ります。

●交通安全運動期間中は、事故防止運動を実施します。

　春の交通安全運動

　夏の交通安全運動

　秋の交通安全運動

　年末年始自動車輸送安全総点検

●輸送の安全に関する安全管理の取り組み状況の点検と改善については、年間に１回以上実施し、是正・予防措置を講ずるとともに、継続的改善に努めてまいります。

６．輸送の安全に関する費用支出および設備投資

●令和2年度の安全に関する主な支出

①乗務員教育に関する支出：運転教習（九州内）　　　　・・・350千円

1. 健康管理に関する支出　　　　　　　　　　　　　　 ・・・110千円

安全管理規定

株式会社マイティーグループ

諫早バス観光

平成26年1月6日制定

目次

1. 総則（第１条～第２条）
2. 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等（第３条～第６条）
3. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制（第７条～第１０条）
4. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法（第１１条～第１８条）

第１章　総則

（目的）

1. この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

　第２２条の２の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、

　もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

1. 本規定は、当社貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

　第２章　輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

　（輸送の安全に関する基本的な方針）

1. 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

　（輸送の安全に関する重点施策）

1. 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
2. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
3. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努力に努めること。
4. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
5. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
6. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

（輸送の安全に関する目標）

1. 第３条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

1. 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

　第３章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

* 1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
	2. 社長を含む経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
	3. 社長を含む経営トップは輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
	4. 社長を含む経営トップは輸送の安全を確保するため業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

* 1. 次に掲げる者を選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の

安全を確保するための企業統治を的確に行う。

1. 安全統括管理者
2. 運行管理者
3. 整備管理者
4. その他必要な責任者
	1. 輸送の安全に関する組織体制及び指令命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による

（安全統括管理者の選任及び解任）

第９条

　　１．会社役員等のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の５に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

　　２．安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する

　　（１）国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

　　（２）身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難に

なったとき。

　　（３）関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第１０条　安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全の確保に関しその実施及び管理体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針重点施策目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について定期的にかつ必要に応じて随時、内部監査を行い、社長を含む経営トップに報告すること。
6. 経営トップ等に対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
8. 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
9. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
10. その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと

第４章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第１１条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第１２条　社長を含む経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され共有されるように努める。また安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過（かんか）したり、隠ぺいしたりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第１３条

１．事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

　２．事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長を含む経営トップ又は車内に速やかに伝達されるように努める

　３．安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第１項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

　４．自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第１４条　第５条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第１５条

1. 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも１年に１回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

　また、重大な事故災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

1. 安全統括管理者は前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長を含む経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第１６条

* 1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
	2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

　（情報の公開）

第１７条

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について毎事業年度の経過後１００日以内に外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

　第１８条

1. 本規定は、業務の実態に応じ定期的及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議、議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長を含む経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。